

第2章 国際的制裁と政策(要約)

宮本 悟

本章では、国連安保理制裁決議と日米など各国の独自の措置によって成り立っている対朝制裁について、それぞれの制裁の目的や内容を分析することと、さらに制裁に対する朝鮮の政策を分析することで、国際的な対朝制裁とそれに対する朝鮮の政策の全体像を把握するための第一歩とする。

国連安保理制裁決議は核やミサイル、大量破壊兵器問題の解決を目的とした国際的な枠組みによる対朝制裁であるが、制裁品目は、核やミサイル、大量破壊兵器関連物資、武器、奢侈品などの分野に限られており、朝鮮経済に与える影響は小さいと考えられる。また、制裁措置を遵守しなくても罰則はなく、国連加盟国の過半数が制裁措置を報告していないので、制裁品目の取引は縮小しながらも続いていると考えられる。

アメリカによる独自の対朝制裁は、長期にわたって、数多くの法令によって実施されている。そのために、一つの法令の適用が外れても、他の法令によって同じ制裁が続くことがあり、解除は容易ではない。ただし、すでに長期にわたって徐々に実施されてきた制裁であるため、朝鮮経済に急に影響を与えるようなものではない。

日本による独自の対朝制裁は、核やミサイル、拉致問題の解決などに目的が限られ、少ない法令によって短期間で次々に実施されたものである。そのため、条件さえ整えば、制裁解除も比較的迅速に進むものと考えられる。ただし、制裁議論が活発になってから短期間で日朝貿易を全面禁止にしたため、朝鮮経済にも何らかの影響を及ぼしたと考えられる。

朝鮮は、それらの制裁に対して解除を要求している。その理由は、アメリカによる独自制裁の解除を優先させたことに現れたように、経済的な目的ではなかった。むしろ、アメリカとの関係を改善し、従来から要求している停戦協定を平和協定に代えるための布石と考えられる。また、朝鮮は、制裁の経済的影響については、2つの政策によって対応している。国連安保理決議による制裁品目については、決議を拒否して、取引を続けようとしている。また、朝鮮の一般経済に影響があったと思われる日本の対朝制裁については、制裁発動以前からあらかじめ対日貿易依存度を減らしたり、対中貿易を拡大したりして、制裁による影響を最小限に抑えていたと考えられる。

国連安保理制裁決議やアメリカと日本の対朝制裁は、それぞれ異なった目的と内容があり、国際的な対朝制裁をお互いに補いになっていると考えられる。しかし、制裁の本来の目的は、朝鮮経済に影響を与えようとすることで、政治的な目的を達成することである。その点で国連安保理決議による対朝制裁も日米による独自の対朝制裁も、まだ目的を達成していないといえよう。